

第14期定時株主総会

その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

■事業報告

新株予約権等の状況
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況の概要
会社の支配に関する基本方針

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

■計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

(2024年9月1日～2025年8月31日)

霞ヶ関キャピタル株式会社

■事業報告

新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第8回新株予約権	第9回新株予約権
発行決議日		2022年12月2日	2022年12月2日
新株予約権の数		192個	400個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 19,200株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 40,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 509,200円 (1株当たり 5,092円)	新株予約権1個当たり 509,200円 (1株当たり 5,092円)
権利行使期間		2024年12月3日から 2032年12月2日まで	2025年12月3日から 2030年12月2日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 1
役員の 保有状況	取締役 (監査等委員である もの及び社外取 締役を除く。)	新株予約権の数	新株予約権の数
		99個	200個
		目的となる株式数 9,900株 保有者 1名	目的となる株式数 20,000株 保有者 2名

(注) 1. 新株予約権の行使の主な条件は次のとおりであります。

- イ) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。
- ロ) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- 2. 社外取締役（監査等委員であるものを含む。）には新株予約権を付与しておりません。
- 3. 2025年9月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割をおこなっておりますが、株式分割前の新株予約権の状況を記載しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項ございません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

①2024年10月17日開催の取締役会決議に基づき発行した2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の概要

	2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債
発行決議日	2024年10月17日
新株予約権の数	2,200個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を1,000万円で除した個数の合計数
目的となる株式の種類及び数	普通株式（単元株式数100株）をその目的とし、目的となる株式の数は、本社債の額面全額の総額を転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整はおこなわない。
転換価額	17,710円。ただし、転換価額は一定の条件の下、修正又は調整される。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	本社債を出資するものとし、当該本社債の価額はその額面金額と同様とする。
権利行使期間	2024年11月19日から 2029年10月22日まで
新株予約権付社債の残高	220億円

(注) 2025年9月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割をおこなっておりますが、株式分割前の新株予約権の状況を記載しております。

②2025年2月7日付取締役会決議に基づき発行した業績条件付有償ストック・オプションの概要

	第11回新株予約権	第12回新株予約権
発行決議日	2025年2月7日	2025年2月7日
新株予約権の数	150,000個	86,867個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 150,000株 (新株予約権1個につき1株)	普通株式 86,867株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 1円	新株予約権1個当たり 1円
新株予約権の払込期日	2025年3月7日	2025年3月7日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 15,010円 (1株当たり 15,010円)	新株予約権1個当たり 15,010円 (1株当たり 15,010円)
権利行使期間	2027年2月1日から 2041年1月31日まで	2030年2月1日から 2035年1月31日まで
行使の条件	(注) 1	(注) 2
割当先	取締役(監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。) 4名	当社従業員 50名

(注) 1. 第11回新株予約権の行使の主な条件は次のとおりであります。

- イ) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2026年8月期における当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には、連結損益計算書。以下同様。）に記載された当期純利益が15,000百万円を超過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- ロ) 新株予約権者は、上記イの条件を達成した場合において、以下の各号に記載の日（以下「権利行使開始日」という。）をもって、それぞれに記載された割合において対応した数の本新株予約権を、各本新株予約権に係る権利行使開始日から5年を経過する日までの期間において行使可能とする。ただし、行使可能となる新株予約権の数に1個未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
 - ア 2027年2月1日：割当てられた本新株予約権の数の10%
 - イ 2028年2月1日：割当てられた本新株予約権の数の10%
 - ウ 2029年2月1日：割当てられた本新株予約権の数の10%
 - エ 2030年2月1日：割当てられた本新株予約権の数の10%
 - オ 2031年2月1日：割当てられた本新株予約権の数の10%

- カ 2032年2月1日：割当てられた本新株予約権の数の10%
- キ 2033年2月1日：割当てられた本新株予約権の数の10%
- ク 2034年2月1日：割当てられた本新株予約権の数の10%
- ケ 2035年2月1日：割当てられた本新株予約権の数の10%
- コ 2036年2月1日：同日までに権利行使開始日が到来していない全ての本新株予約権

- ハ) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。
 - 二) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
2. 第12回新株予約権の行使の主な条件は次のとおりであります。
- イ) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2026年8月期における当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には、連結損益計算書。以下同様。）に記載された当期純利益が15,000百万円を超過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。
 - ロ) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。
 - ハ) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
3. 2025年9月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割をおこなっておりますが、株式分割前の新株予約権の状況を記載しております。

会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	50百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

- (注) 1. 会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて必要な検証をおこなったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬以外に、前事業年度に係る追加報酬として当事業年度中に支出した額が4百万円あります。また、2022年8月期及び2023年8月期の英文財務諸表に係る監査報酬として当事業年度に支出した額が17百万円あります。
4. 当社の一部の連結子会社は、会計監査人と同一のネットワーク（Grant Thorntonグループ）に対して、上記報酬等の額以外に、16百万円を支払っております。

(3) 非監査業務の内容

当社の一部の連結子会社は、会計監査人と同一のネットワーク（Grant Thorntonグループ）に対して、短期調査業務として2百万円を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人との間で会社法第427条第1項に定める契約の締結はおこなっておりません。

(6) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

当社の会計監査人は、令和5年12月26日付で、金融庁から契約の新規締結に関する業務停止3カ月（令和6年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社が「内部統制システムの基本方針」において定めている業務の適正を確保するための体制の内容の概要は次のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を制定するとともに、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進および維持向上を図る。
 - ロ. 取締役及び使用人は、コンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、当社に対する社会からの期待に適う、公平かつ公正な業務遂行に努める。
 - ハ. 取締役及び使用人は、コンプライアンスに違反する行為やコンプライアンスに違反する事態を招く恐れを認識した場合には、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会へ速やかに通報する。
 - ニ. コンプライアンスに関する相談又は不正行為等については、匿名で相談・申告できる内部通報制度を設けることにより、実効性を高める。
 - ホ. 法令順守体制の監視及び業務執行の適切性の確保を目的として、代表取締役社長が内部監査室長及び内部監査担当者を指名し、「内部監査規程」に基づいて内部監査を実施する。
 - ヘ. 財務報告に係る信頼性の確保を目的として、法令等に従い財務報告に係る内部統制の運用等をおこなう体制を整備する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適切に保存及び管理をおこなう。
 - ロ. 取締役は、これらの情報を常時閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 経営活動上のリスクとして、市場関連リスク・信用リスク・品質リスク・コンプライアンスリスク等を認識し、そのリスクごとの把握と対応をおこなう体制をとる。
 - ロ. 重大な事態が生じた場合には迅速な危機管理対策が実施できる体制をとる。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
- イ. 「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、重要事項及び法定事項について適宜かつ適切な意思決定をおこなう。
 - ロ. 「経営会議規程」に基づき、常勤取締役、常勤監査等委員で構成する経営会議を原則毎月1回開催し、業務執行上の重要課題について報告・審議をおこなう。
 - ハ. 業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」その他の関連規程に基づき、役職員の職務分担、権限を明確化し、業務の組織的かつ効率的な運営を図る。
- ⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
定期的に子会社との会議等を開催し、子会社の経営・事業活動を適切に管理・監督する。
 - ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
子会社の信用・品質・コンプライアンス等のリスクについて、必要に応じて、子会社のリスク管理体制の整備を求める。
 - ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
子会社の取締役に対し、迅速に意思決定をおこない、業務が効率的におこなわれることを求める。
 - ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社に対して法令等遵守体制の整備を求め、その状況を点検する。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に関する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて人員を配置することとする。
 - ロ. 監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人からの指揮命令を受けないこととする。
- ⑦ 当社並びに子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- イ. 常勤監査等委員は、取締役会、経営会議のほか、社内の各種重要会議に出席し、取締役の職務の執行状況を確認する。
 - ロ. 当社並びに子会社の取締役及び使用人は、主な業務執行について適宜適切に監査等委員会に報告するほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は、直ちに監査等委員会に報告する。
 - ハ. 当社並びに子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じ、定期的に、また随時監査等委員会に事業の報告をおこなう。
- 二. 当社並びに子会社の取締役及び使用人に対し、監査等委員会への情報提供を理由とした不利益な処遇を、一切おこなわないものとする。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制
- イ. 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査担当者と意見交換や情報交換をおこない、緊密な連携を保ちながら、必要に応じて調査及び報告を求めることができる。
 - ロ. 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に意見交換や情報交換をおこない、相互認識と信頼関係を確保する。
 - ハ. 監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、所定の手続きのうえ会社が負担する。

⑨ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の排除は、会社に課された重要な社会的責任としての取り組みであると認識し、不当要求等を受けた場合は、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本方針とする。また、反社会的勢力と関わりを持たないよう、「反社会的勢力排除マニュアル」を定め、役職員に周知徹底する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前項に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みをおこなっております。

① コンプライアンス体制について

「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、研修、会議体通知、回覧等を通じて全役職員のコンプライアンス意識の向上に努めております。当事業年度はリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を4回開催し、当社のコンプライアンス上の諸問題への対応をおこなっております。

「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・プログラム」及び「コンプライアンス・マニュアル」に基づいた内部通報制度によりコンプライアンス相談窓口を設置し、コンプライアンス違反行為に関する相談・通報を適正に処理する体制を整備しております。

反社会的勢力との関わりが疑われる場合には、「反社会的勢力排除マニュアル」に基づき迅速かつ適切な対応を図れるよう社内体制を整備しております。また、必要に応じて外部の専門機関との協力体制も整備しております。

② リスク管理体制について

「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、当社の経営に係わるリスクの把握に努め適切に対応しております。当事

業年度はリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を4回開催し、適宜リスクの評価、見直しをおこなっております。

③ 取締役の職務執行について

当事業年度において取締役会を17回開催し（その他書面決議が11回）、法令又は定款に定められた事項その他経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、取締役の業務執行状況の監督をおこなっております。

また、当社は常勤取締役、常勤監査等委員で構成する経営会議を原則毎月1回開催し、「経営会議規程」において定められた会社運営に関する重要な事項について審議・決定しております。

「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、各部の業務分掌を各職位の責任と権限を明確化し、取締役会の決定に基づく業務執行の効率化を図っております。

④ 内部監査の実施について

代表取締役社長直轄の独立した組織として内部監査室を設けており、代表取締役社長により選任された内部監査室長及び内部監査担当者が内部監査年間計画書に基づき内部監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。

代表取締役社長は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査等委員会、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、例えば、期末決算や四半期開示に関わる監査報告会における個々の監査の実施状況及びその結果の情報共有、設備の実査の共同実施、内部統制システムの整備・運用状況の評価の情報の共有と意見交換等、適宜情報交換等をおこなっており、効率的な監査に努めております。

⑤ 監査等委員の職務の執行について

「監査等委員会監査等基準」及び「監査等委員会規程」を定め、監査等委員は当事業年度において監査等委員会を14回実施し、監査等委員会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会への出席や、会計監査人並びに内部監査担当

者との情報交換等をおこなうことで、取締役の職務の執行の監査をおこなっております。

会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結株主資本等変動計算書

(2024年9月1日から
2025年8月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	9,287	9,206	8,673	△42	27,125
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行	236	236			472
剰 余 金 の 配 当			△1,672		△1,672
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			10,250		10,250
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		36			36
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	236	272	8,577	△0	9,085
当連結会計年度末残高	9,523	9,478	17,251	△42	36,210

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当連結会計年度期首残高	—	△274	△274	180	708	27,739
当連結会計年度変動額						
新 株 の 発 行						472
剰 余 金 の 配 当						△1,672
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益						10,250
自 己 株 式 の 取 得						△0
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						36
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	106	128	234	262	872	1,369
当連結会計年度変動額合計	106	128	234	262	872	10,454
当連結会計年度末残高	106	△145	△39	442	1,580	38,193

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数 42社

・主要な連結子会社の名称

fav hospitality group株式会社

霞ヶ関アセットマネジメント株式会社

ロジフラグ・デベロプメント株式会社

KME INVESTMENT & MANAGEMENT L.L.C

当連結会計年度より、KASUMIGASEKI CAPITAL (MALAYSIA) SDN. BHD.他12社を新規設立、及び反田海運株式会社を株式取得したことに伴い、連結の範囲に含めております。

また、合併による消滅及び清算に伴い4社を連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 0社

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、KC peaks合同会社、KC-Welfare株式会社、合同会社KC Healthcare1、株式会社リクリエ及び霞ヶ関モビリティ株式会社の決算日は7月31日、株式会社仙台89ERS及びカミオン・アセット・マネジメント株式会社の決算日は6月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、左記決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整をおこなっております。

また、パンテオン地所株式会社の決算日は11月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、5月31日現在で本決算に準じた仮決算をおこなった計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整をおこなっております。

また、SK特定目的会社及び反田海運株式会社の決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、6月30日現在で本決算に準じた仮決算をおこなった計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整をおこなっております。

また、Kasumigaseki Capital (Thailand) Co., Ltd.、PT. Kasumigaseki Development Indonesia、KASUMIGASEKI MIDDLE EAST REAL ESTATE L.L.C、KCDI REAL ESTATE L.L.C、KCDI THREE REAL ESTATE L.L.C、KASUMIGASEKI FOOD & BEVERAGE CO. L.L.C、KME INVESTMENT & MANAGEMENT L.L.C、KME REAL ESTATE BROKERAGE L.L.C、KASUMIGASEKI RESTAURANT MANAGEMENT L.L.C、KMEIM REAL ESTATE L.L.C、SEVEN X SEVEN LIMOUSINE L.L.C、KASUMIGASEKI CAPITAL (MALAYSIA) SDN. BHD.、KC MALAYSIA 1 SDN. BHD.、KME EMERALD INVESTMENT & MANAGEMENT L.L.C、KME EMERALD REAL ESTATE L.L.C、KC MALAYSIA 2 SDN. BHD.、KC MALAYSIA 3 SDN. BHD.、KC MALAYSIA 4 SDN. BHD. 及びKME Project Management L.L.C.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算をおこなった計算書類を基礎としております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- ・ 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。
ただし、投資事業組合等への出資金についての詳細は「⑦ その他連結計算書類の作成のための重要な事項 □. 投資事業組合等の会計処理」に記載しております。

また、営業投資目的以外の投資事業組合等への出資持分については、直近の決算日の計算書類を基礎とし、持分相当額を純額で取込む方法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

- ・ 開発事業等支出金、販売用不動産
個別法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2年～64年

機械装置及び運搬具 2年～17年

工具、器具及び備品 2年～15年

また、在外連結子会社は主として定額法によっております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、未収入金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、翌連結会計年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 退職給付に係る負債の計上基準

一部の子会社の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の計算については、簡便法を採用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、主に「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）（以下「収益認識会計基準等」という。）に基づき収益を認識しており、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

国内不動産販売に係る収益は、顧客との不動産売買契約に基づき、物件を顧客へ引き渡すことを履行義務として識別しております。当該履行義務は物件が引き渡される時点で充足されるものであり、当該引き渡し時点において収益を認識しております。なお、特別目的会社への不動産販売については、「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」（移管指針第10号）に基づき収益を認識しております。

アラブ首長国連邦国内における不動産販売に係る収益は、開発・運用管理者であるデベロッパーに対し売却許可証の取得に関する申請をすることを物件引き渡しに関する履行義務として識別しております。当該履行義務はデベロッパーに対し売却許可証の取得に関する申請をする時点で充足されるものであり、当該申請時点において収益を認識しております。なお、日本国内の不動産販売取引と違い、移転登記手続と同時に決済をおこなうことが一般的な取引慣行となっているため、契約締結にあたっては、移転登記および決済のスケジュールリングをおこない、決済金額見合いの小切手を顧客より取引の代理人に預けることを条件としております。

不動産コンサルティングに係る収益は、顧客とのコンサルティング契約に基づき、顧客が保有する不動産の運用・管理等に関して当社グループが提供する業務を履行義務として識別しております。これらは顧客に対する役務提供が完了した時点で収益を認識しております。

投資事業組合等への出資に係る収益は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づき収益を認識しております。

不動産賃貸に係る収益は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づき収益を認識しております。

⑥ 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費は、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

⑦ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税のうち、棚卸資産に係るものは個々の棚卸資産の取得原価に算入することとしており、固定資産に係るものは投資その他の資産の「その他」に計上し5年間で均等償却しております。

ロ. 投資事業組合等の会計処理

当社グループは、投資事業組合等の会計処理をおこなうに際して、投資事業組合等の出資時に営業投資有価証券を計上し、投資事業組合等から分配された損益については、売上高に計上するとともに同額を営業投資有価証券に加減し、投資事業組合等からの出資金の払戻については営業投資有価証券を減額させております。

なお、株式等の所有により、営業投資先の意思決定機関を支配している要件及び営業投資先に重要な影響を与えている要件を満たすこともあります。その所有目的は営業投資であり、傘下に入れる目的でおこなわれていないことから、当該営業投資先は、子会社及び関連会社に該当しないものとしております。

ハ. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、当期の連結計算書類等の期首の純資産の額については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による当連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで区分掲記しておりました「預け金」(当連結会計年度は、633百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度まで区分掲記しておりました「未払費用」(当連結会計年度は、439百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度まで区分掲記しておりました「退職給付に係る負債」(当連結会計年度は、25百万円)、「長期預り敷金」(当連結会計年度は、190百万円)、及び「長期預り金」(当連結会計年度は、24百万円)は、いずれも金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、固定負債の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(販売用不動産及び開発事業等支出金の評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

販売用不動産	36,381百万円
開発事業等支出金	16,940百万円
棚卸資産評価損（売上原価）	502百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

販売用不動産及び開発事業等支出金は、個別法における原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）による評価を実施しております。収益性の低下により、当連結会計年度末における正味売却価額が帳簿価額よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。差額が生じた場合、棚卸資産評価損として計上いたします。

②主要な仮定

国内の販売用不動産及び開発事業等支出金の評価において主要な仮定は販売予定価格であり、社外の不動産鑑定士の評価を利用しております。

アラブ首長国連邦内の販売用不動産及び開発事業等支出金の評価において主要な仮定は販売予定価格であり、当該物件の所在地周辺エリアに位置する類似の物件に関する取引実績データを利用しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

販売予定価格は、市況の変化、金利動向、その他の事象により事業計画が計画通り進捗しないリスク等により、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

5. 追加情報

(資産の保有目的の変更)

当社グループで保有している「BASE LAYER HOTEL NAGOYA NISHIKI」について、当連結会計年度において保有目的変更の決裁をしたことに伴い、該当する販売用不動産2,763百万円を有形固定資産（建物及び構築物（純額）等）に振替えております。なお、当該資産は当連結会計年度においてセール・アンド・リースバック取引をおこない、有形固定資産（リース資産）に計上しております。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	35百万円
開発事業等支出金	172百万円
販売用不動産	25,394百万円
前払金	1,156百万円
建物及び構築物	122百万円
機械装置及び運搬具	44百万円
土地	76百万円
無形固定資産	51百万円
計	27,052百万円

② 担保に係る債務

短期借入金	9,390百万円
1年内返済予定の長期借入金	9,088百万円
長期借入金	7,121百万円
計	25,600百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,235百万円

(注) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(3) 流動負債「その他」に含まれる契約負債

流動負債「その他」のうち、契約負債の金額は、連結注記表「9.収益認識に関する注記(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報」に記載のとおりです。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 9,905,629株

(注) 2025年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割をおこなっております。その結果、発行済株式総数は19,811,258株となっております。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 当連結会計年度中におこなった剰余金の配当

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年11月28日 定時株主総会	普通株式	1,672百万円	170円	2024年8月31日	2024年11月29日

(注) 2025年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割をおこなっております。前連結会計年度の期末配当につきましては、配当基準日が2024年8月31日となりますので、当該株式分割前の株式数を基準として配当を実施しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2025年11月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年11月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,371百万円	240円	2025年8月31日	2025年11月28日

(注) 2025年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割をおこなっております。当連結会計年度の期末配当につきましては、配当基準日が2025年8月31日となりますので、当該株式分割前の株式数を基準として配当を実施いたします。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 22,500株

(注) 2025年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割をおこなっております。上記については、当該株式分割前の株式数を記載しております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に、純投資を目的とした非上場株式を原資産にした新株予約権及び投資事業有限責任組合に対する出資金であります。

営業債務である未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金のうち、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。また主な目的は、特定のプロジェクトや事業を推進する上で必要な資金の調達であり、返済日は決算日後、最長で19年後であります。

③ 金融商品に関するリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、売掛金または未収入金について、各事業部門における営業担当が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスクの管理

当社グループは、必要に応じて、金利条件の見直しや借換えをおこなうことで金利の変動リスクを管理しております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、管理しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部門からの報告に基づき、財務担当が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額 (百 万 円)	時 価 (百 万 円)	差 額 (百 万 円)
投 資 有 価 証 券	1,581	1,581	－
資 産 計	1,581	1,581	－
① 社債（１年内償還予定の社債を含む）	685	675	△9
② 転換社債型新株予約権付社債	22,000	21,458	△541
③ 長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）	29,788	29,441	△347
④ リース債務（流動負債のリース債務を含む）	2,786	2,098	△688
負 債 計	55,260	53,673	△1,587

(※1) 「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等及び持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、上表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額
市場価格のない株式等	1,291百万円
投資事業有限責任組合等への出資（注）	7,788百万円

(注) 投資事業有限責任組合等への出資は、改正企業会計基準適用指針31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項の取扱いを適用し、時価開示の対象としておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	1,581	—	—	1,581

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（1年内償還予定の社債を含む）	－	675	－	675
転換社債型新株予約権付社債	－	21,458	－	21,458
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	－	29,441	－	29,441
リース債務（流動負債のリース債務を含む）	－	2,098	－	2,098

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

社債（1年内返済予定の社債を含む）、転換社債型新株予約権付社債、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）及びリース債務（流動負債のリース債務を含む）

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

また、固定金利によるものの時価は、元利金の合計額を同様の社債の発行、借入又はリース取引において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、賃貸用の土地等を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸利益は81百万円（賃貸収益は売上高に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時 価
8,499百万円	8,947百万円

（注）当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	当連結会計年度
不動産販売（注） 1	50,798
不動産コンサルティング（注） 2	6,959
その他	3,652
顧客との契約から生じる収益	61,410
その他の収益（注） 3	35,091
外部顧客への売上高	96,501

(注) 1. 不動産販売には「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」（移管指針第10号）の対象となる不動産（不動産信託受益権を含む。）の譲渡を含んでおりません。

(注) 2. 不動産コンサルティングは主にAM・PJMフィー収入であります。

(注) 3. その他の収益は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく金融商品に係る取引、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づく賃貸料収入及び「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」（移管指針第10号）の対象となる不動産（不動産信託受益権を含む。）の譲渡であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,203
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,417
契約資産（期首残高）	506
契約資産（期末残高）	844
契約負債（期首残高）	265
契約負債（期末残高）（注）	666

（注）契約負債は、連結貸借対照表のうち流動負債の「その他」に含まれております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,830円18銭
(2) 1株当たり当期純利益金額 520円37銭

(注) 当社は、2025年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割をおこなっております。当連結会計年度の期首に当該株式分割がおこなわれたと仮定して、「1株当たり純資産額」「1株当たり当期純利益金額」を算定しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2025年7月3日付の取締役会において、株式分割及び定款の一部変更について決議し、2025年9月1日に実行いたしました。

1. 株式分割の目的

当社普通株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、個人投資家をはじめとする投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の方法

(1) 分割の方法

2025年8月31日（日）（当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2025年8月29日（金））を基準日とし、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	9,905,629 株
② 今回の分割により増加する株式数	9,905,629 株
③ 株式分割後の発行済株式総数	19,811,258 株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	38,400,000 株

(3) 株式分割の日程

① 基準日公告日	2025年8月15日（金）
② 基準日	2025年8月31日（日） ※実質的には2025年8月29日（金）
③ 効力発生日	2025年9月1日（月）

3. 新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、2025年9月1日以後に行使する新株予約権の1株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたしました。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第3回新株予約権	538 円	269 円
第4回新株予約権	625 円	313 円
第6回新株予約権	2,144 円	1,072 円
第7回新株予約権	5,080 円	2,540 円
第8回新株予約権	5,092 円	2,546 円
第9回新株予約権	5,092 円	2,546 円
第10回新株予約権	5,092 円	2,546 円
第11回新株予約権	15,010 円	7,505 円
第12回新株予約権	15,010 円	7,505 円

4. 転換社債型新株予約権付社債の転換価額の調整

今回の株式分割に伴い、2025年9月1日以後の転換価額を以下のとおり調整いたしました。

銘柄	調整前転換価額	調整後転換価額
2029年満期 ユーロ円建転換社債型 新株予約権付社債	17,710 円	8,855 円

5. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2025年9月1日（月）付で当社定款第6条（発行可能株式総数）を変更いたしました。

(2) 変更の内容

変更内容は、以下のとおりであります。（下線部分に変更箇所となります。）

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,920万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,840万株</u> とする。

(3) 日程

定款変更の効力発生日 2025年9月1日（月）

13. その他の注記

(金額の表示単位の変更)

当連結会計年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

株主資本等変動計算書

(2024年9月1日から)
(2025年8月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資 本 金 資 準 備	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	9,287	9,192	9,192	5,996	5,996
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	236	236	236		
剰余金の配当				△1,672	△1,672
当 期 純 利 益				3,491	3,491
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	236	236	236	1,819	1,819
当 期 末 残 高	9,523	9,428	9,428	7,815	7,815

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 予 約 株 権	純 資 産 計 合
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△42	24,433	－	－	180	24,613
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行		472				472
剰余金の配当		△1,672				△1,672
当 期 純 利 益		3,491				3,491
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			106	106	262	368
当期変動額合計	△0	2,290	106	106	262	2,659
当 期 末 残 高	△42	26,724	106	106	442	27,272

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ただし、投資事業組合等への出資金についての詳細は「(5) その他計算書類の作成のための重要な事項 ②投資事業組合等の会計処理」に記載しております。

また、営業投資目的以外の投資事業組合等への出資持分については、直近の決算日の計算書類を基礎とし、持分相当額を純額で取込む方法を採用しております。

③ 棚卸資産

・開発事業等支出金、販売用不動産

個別法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2年～47年
構築物	5年～15年
機械及び装置	8年～17年
車両運搬具	2年～ 6年
工具、器具及び備品	2年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、未収入金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）（以下「収益認識会計基準等」という。）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、連結注記表の「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税のうち、棚卸資産に係るものは個々の棚卸資産の取得原価に算入することとしており、固定資産に係るものは投資その他の資産の「長期前払費用」に計上し5年間で均等償却しております。

② 投資事業組合等の会計処理

当社は投資事業組合等の会計処理をおこなうに際して、投資事業組合等の財産の持分相当額を「営業投資有価証券」、または「関係会社株式」（以下「組合等出資金」という）として計上しております。投資事業組合等への出資時に組合等出資金を計上し、投資事業組合等から分配された損益については、損益の純額に対する持分相当額を売上高として計上するとともに同額を組合等出資金に加減し、投資事業組合等からの出資金の払戻については組合等出資金を減額させております。

なお、株式等の所有により、営業投資先の意思決定機関を支配している要件及び営業投資先に重要な影響を与えている要件を満たすことありますが、その所有目的は営業投資であり、傘下に入れる目的でおこなわれていないことから、当該営業投資先は、子会社及び関連会社に該当しないものとしております。

③ 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費は、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

④ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、「1年内回収予定の長期貸付金」に含めて表示しておりました「1年内回収予定の関係会社長期貸付金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しました。なお、前事業年度における「1年内回収予定の長期貸付金」の金額は188百万円、「1年内回収予定の関係会社長期貸付金」の金額は13,617百万円であります。

前事業年度において、「長期貸付金」に含めて表示しておりました「関係会社長期貸付金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しました。なお、前事業年度における「長期貸付金」の金額は23百万円、「関係会社長期貸付金」の金額は2,954百万円であります。

前事業年度において、「1年内返済予定の長期借入金」に含めて表示しておりました「1年内返済予定の関係会社長期借入金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しました。なお、前事業年度における「1年内返済予定の長期借入金」の金額は3,575百万円、「1年内返済予定の関係会社長期借入金」の金額は1,478百万円であります。

前事業年度において、「流動負債」の「その他」に含めて表示しておりました「前受収益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しました。なお、前事業年度における「前受収益」の金額は109百万円、「その他」の金額は181百万円であります。

前事業年度において、「長期借入金」に含めて表示しておりました「関係会社長期借入金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しました。なお、前事業年度における「長期借入金」の金額は17,029百万円、「関係会社長期借入金」の金額は1,150百万円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(販売用不動産及び開発事業等支出金の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

販売用不動産	20,233百万円
開発事業等支出金	135百万円
棚卸資産評価損（売上原価）	502百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

販売用不動産及び開発事業等支出金は、個別法における原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）による評価を実施しております。収益性の低下により、当事業年度末における正味売却価額が帳簿価額よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。差額が生じた場合、棚卸資産評価損として計上いたします。

②主要な仮定

販売用不動産及び開発事業等支出金の評価において主要な仮定は販売予定価格であり、社外の不動産鑑定士の評価を利用しております。

③翌事業会計年度の計算書類に与える影響

販売予定価格は、市況の変化、金利動向、その他の事象により事業計画が計画通り進捗しないリスク等により、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	35百万円
開発事業等支出金	123百万円
販売用不動産	18,407百万円
前払金	995百万円
建物	122百万円
機械及び装置	44百万円
土地	76百万円
借地権	51百万円
計	19,856百万円

② 担保に係る債務

短期借入金	8,122百万円
1年内返済予定の長期借入金	7,826百万円
長期借入金	7,121百万円
計	23,070百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,308百万円

(3) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入債務に対し、保証をおこなっております。

合同会社札幌南6西7ホテル プロジェクト	2,530百万円
KC peaks合同会社	116百万円
KASUMIGASEKI MIDDLE EAST REAL ESTATE L.L.C	4,961百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	3,954百万円
長期金銭債権	15,949百万円
短期金銭債務	5,413百万円
長期金銭債務	1,469百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

9,596百万円

営業取引以外の取引による取引高

887百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

23,741株

(注) 2025年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割をおこなっております。その結果、自己株式数は47,482株となっております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税

139百万円

賞与引当金

129

棚卸資産評価損

154

抱合株式消滅差損

28

減価償却超過額

45

資産除去債務

141

貸倒引当金

271

株式報酬費用

107

投資有価証券評価損

41

その他

20

繰延税金資産小計

1,079

評価性引当額

△341

繰延税金資産合計

738

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金

△46

資産除去債務に対応する除去費用

△110

繰延税金負債合計

△156

繰延税金資産（△負債）純額

581

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	所在地	資本金	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	fav hospitality group(株)	(所有) 直接 98.74%	東京都千代田区	105 百万円	資金の借入 役員の兼任	資金の借入	2,920	短期借入金	1,000
								1年内返済予定の長期借入金	1,920
						利息の支払※1	78	未払費用	76
子会社	霞ヶ関投資顧問(株)	(所有) 直接 100.0%	東京都千代田区	110 百万円	資金の借入	資金の借入	1,247	長期借入金	1,469
								1年内返済予定の長期借入金	2,189
						利息の支払※1	2	未払費用	53
子会社	KASUMIGASEKI MIDDLE EAST REAL ESTATE L.L.C	(所有) 直接 100.0%	Dubai, UAE	100 百万 AED	資金の貸付 株式の取得	資金の貸付	6,797	長期貸付金	12,663
						利息の受取※1	384	その他流動資産	22
						増資の引受※3	9,912	関係会社株式	14,033
						債務保証※2	4,961	—	—
子会社	KC peaks 合同会社	(所有) 直接 100.0%	東京都千代田区	10 百万円	債務保証	債務保証※2	116	—	—
子会社	合同会社札幌南6西7ホテルプロジェクト	(所有) 直接 100.0%	北海道札幌市	0.1 百万円	資金の貸付 債務保証	資金の貸付	1,100	長期貸付金	1,240
						利息の受取※1	6	その他流動資産	6
						債務保証※2	2,530	—	—

(注)1.資金の貸付及び借入の利率については、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

2.金融機関等からの借入金に対して債務保証をしており、取引金額は事業年度末時点の保証残高であります。なお、保証料の受取はありません。

3.増資の引受は、債権の株式化（デット・エクイティ・スワップ）によるものであります。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員	杉本 亮	（被所有） 直接 0.07%	当社 取締役	ストックオプションの権利行使 ※	47	－	－

(注) 2022年12月2日開催の取締役会決議により付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使であります。なお、「取引金額」欄は当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「1.連結注記表（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）(4)会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,357円56銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 177円27銭 |

(注) 当社は、2025年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割をおこなっております。当事業年度の期首に当該株式分割がおこなわれたと仮定して、「1株当たり純資産額」「1株当たり当期純利益金額」を算定しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表12.重要な後発事象に関する注記に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

13. その他の注記

(金額の表示単位の変更)

当事業年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。